



第16号
56.7.1

会報
やまぐち

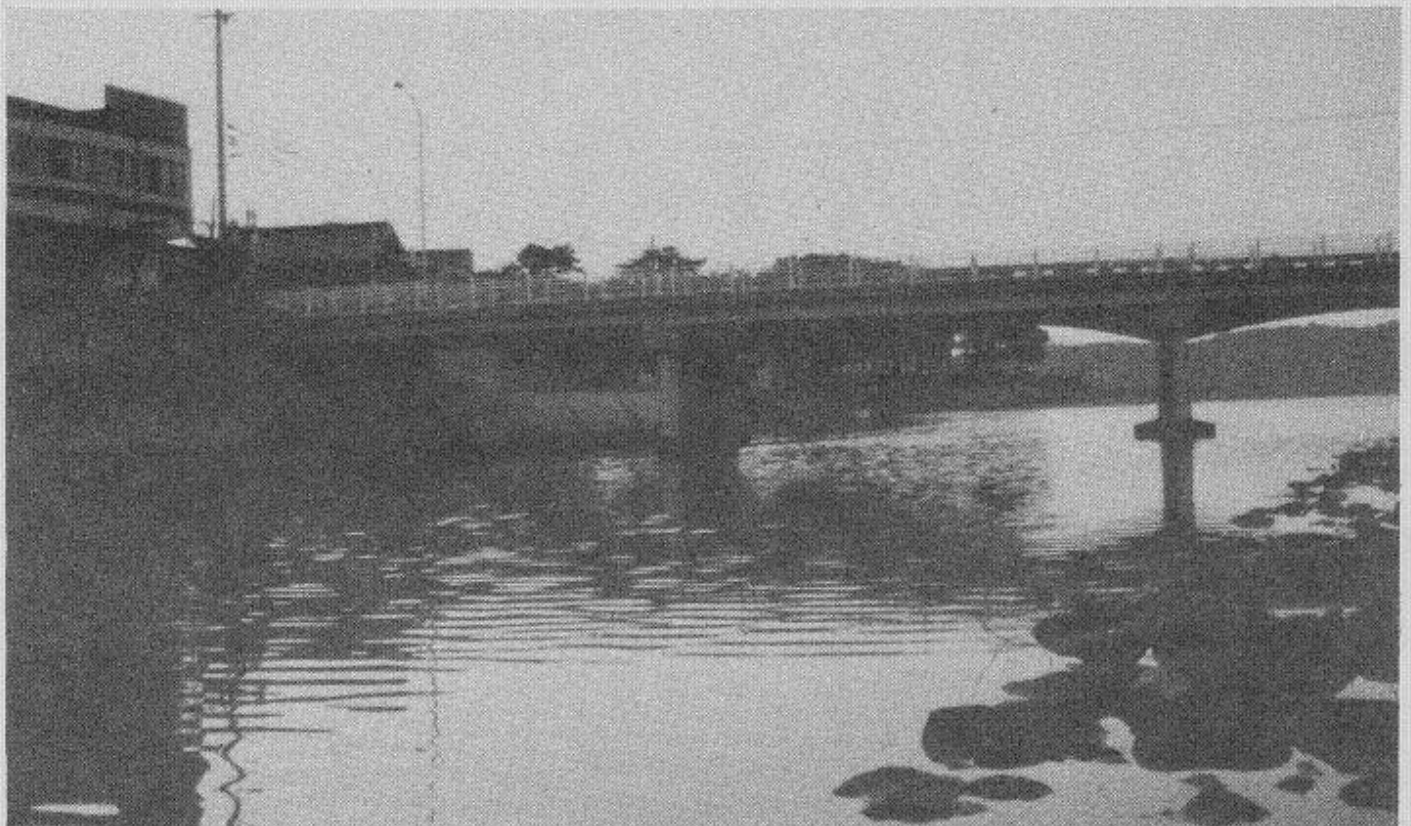
発行者
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口②5975
郵便番号 753

印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口②1712

目次

- ・所感 会長 三好敏夫 (2)
- ・公嘱委員より 古屋明 (2)
- ・本部だより 第34回定例総会を開催 (3)
- 「表示登記の日」第5回無料登記相談実施 (3)
- ・図根点設置 岩国支部 井尻富士夫 (4)
- ・「忙中閑」 山口支部 石田豊 (6)
- ・資料 昭和55年度業務及び取扱事件年計報告集計表 (7)(8)
- ・防長席 最近の補正事件に関連して 岩国支部 竹森正孝 (9)
- ・随想 こんとうな(こんな)事があゝるろうかい 副会長 新本清人 (14)
- ・地名のたのしみ 〰名田、の地名 下関支部 前田博司 (16)
- ・お知らせ (5)(15)(19)(20)

大井橋 (萩市)



山口県土地家屋調査士会

所感

会長 三好敏夫

調査士の職務については、法第一条の二に「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」と規定されている。

「品位を保持する」ということはどんなことか各位と一緒に考えて見よう。

まず第一に調査士法、会則、規則、規定等法や總會において定められたことは之を遵守することが品位を保持することである。

神奈川県のご親戚の者が、萩へ来て、小学生、中学生、高校生徒が制服を着ていることが珍らしいといって、感心していた。

定められたことを守ることが不思議な世の中になってきているようである。

社会を広く深く見ることで、自己中心的な意見を以って、体制にさからいたい気持は、人間形成初期の段階にある者の通弊であろうか。

意見は意見として主張しても、定められたことは遵守することが周囲から見えて美しい。

總會や研修会に無届欠席がある。が今後は注意勧告の対象にしなければ

ば、善良な風習が毀されるおそれがある。

証紙の貼付もきめられた規則の一つである。

これは会務を行う上の財源であるから必ず履行して貰わなければならない。

これには金がつまるから考え方が複雑となる。履行しないものは、品性が卑く見えてしょうがない。

理屈をつけて証紙を貼付しなければ一件百円ほど懐具合が楽になるからだ、その癖つまらぬところに金を消費しているものだ。

自分がした仕事に責任が持てない者は品位保持に欠ける。

吾々調査士が誠意仕事をして、災難に逢ったように依頼人に理解して貰えない時がある。或いは誤って他に損害を与えることも時にはある。

この仲間同志が助け合って解決してもなお損害賠償の責を負うことがある。

損害賠償保険をもって吾々の経済を守るよう平素から心掛けておけば、信用を博することができて品位の保持につながる。

人の世話をする、町内会の世話をする、地区や会の世話をする吾々の周囲から必要な存在として重宝がられることは、人間修養の一つの手段であって品位の向上に役立つものである。

テレビを見るよりは小まめに人の世話をすることの方が人情の機微がわかり、自己のためになり楽しいことである。

調査は、業務に関する法令及び実務に精通しなければならない。業務をどのように行うのか、議論のあるところである。

会則七十八条に会は会員が業務を行う要領を制定することになっている。

三月二四日正副委員長が県庁用地課を訪問し、昭和五六年度（昭和五六年四月より同五七年三月末日迄）よりの公嘱委託報酬の値上げについてお願いに行きましたところ、県において我々の要求を了承されて二〇％程度の報酬アップは確実になりました。追って後日土木建築部長名をもって通知が来ることになりました。

なお、用地課との話し合いの席上、県下の土木事務所においては買収地の相續登記未了が沢山あるが、土木事務所の職員には戸籍とか、相続財

公嘱委員会より

山口会においても、日調連が発行した「土地家屋調査士・調査実施要領改訂版」を会則七十八条の指導要領とした。

山口地方事務局が制定された土地建物実地調査要領がある。

吾々は表示登記の専門家である誇りの上に立ち、進んで不動産に係る国民の権利の明確化を、どのようにしたらよいかを考え、意見の交換、討論をして、国民の期待に応えなければならない。

調査士の誇りは、調査士会を中心としたものであると思う。

役員は陣頭に立って範を示し会員を指導しなければならぬ。会長として身のひきしまるものを感じます。

古屋 明

産管理人の選任等の手続等がよくわからないので会員の皆様方へ相談に行くことがあるかも知れないのでその節はよろしく御指導してくれとの要請がありましたので親切に指導して下さい。

このことは土木事務所において専門家がならず、又職員の増強が難しくなった現在我々専門家に依頼しなければならなくなったものであると考えられますので、以上のことを留意されてよろしくお願い致します。

であります。

本部たより

第三十四回定例 総会を開催

第34回定期総会が五月二十四日午前十時半から防府市の防府コナビルにおいて開催されました。

本總會場において「法務行政の円滑な運営に格段の努力を尽した者」として、本光松夫・細野毅・岡村正一の三氏が、また「図根点設置作業に協力した者」として山口県公共職託委員会岩国地区整備受託団（代表者浜田年一）がそれぞれ山口県地方務局長表彰を、さらに崎本次郎・高杉勇助・弘田達朗・乗川良介・小林幸・平山正昭の六氏が山口県土地家屋調査士会会長表彰を受けられました。

なお、今総会において、現会長、副会長の全員が再選され、久方ぶりに顔を合わせた会員同志のなごやかな歓談のうちに閉会いたしました。

なお、新年度における執行部の氏名ならびに役割り分担は次の通りです。

会長 三好 敏夫
副会長 新本 清人
(担当 企画公共事業部)

- 副会長 中原 範雄 (担当 経理・広報)
- 副会長 西山 雅敏 (担当 総務・厚生)
- 総務・厚生部長 細野 毅
- 経理部長 高杉 勇助
- 企画・公共事業部長 兼清 遵寿
- 広報部長 宮崎 晴雄
- 本部理事
- 総務・厚生担当 小林章 平山正昭 長井信男
- 経理担当 石田 豊
- 広報担当 清水 靖士
- 企画・公共事業担当 井尻富士夫 竹内重信 溝口 保二
- 監事 藤田萬 石川昇 高野成雄
- 予備監事 藤井キクヨ
- 副委員長 高野茂 崎本次郎
- 萩原樹男 浅村栄一 岡藤准
- 山田直夫
- 予備副委員長 水戸謙一 龍角信夫 浅原薫
- 本田薫 酒井誠一 鶴田勝己
- 名誉会長 本光 松夫

二年間よろしくお願いたします。

『表示登記の日』

第五回無料登記

相談実施

「表示登記の日」の無料登記相談も回を重ねて、今回で五回となりました。

例年土地家屋調査士会連合会の提唱になる四月一日のこの催しには、山口会も積極的に参画していましたが、今年も各支部のお骨折りで県下九会場を設営し、総計六十二名の相談を受けました。

昨年に比べて、総件数で三分の二の少なさであったのは、いささか意外でありました。

昨年と同様、県下各市町村の広報紙に、この催しの予定を掲載していただいたのですが、このような結果に経ったことは、改めて県民に対するPRの方法を更に検討してみる必要性を痛感した次第です。

掲載いただいた各広報紙、市報はぎ、柳井市役所告知板、広報宇部、広報おのだ、市報しものせき、その他県下各市町村の御協賛並びに支部各位の御協力に対し厚く御礼申し上げます。

資料 「表示登記の日」無料登記相談集計表

支部	開設場所	相談客	登記相談を何で知りましたか				
			テレビラジオ	市町広報	ポスター	新聞	その他
岩国	山口地方務局岩国支局	七	○	○	○	○	○
徳山	山口地方務局柳井出張所	十二	○	○	○	○	○
山口	山口地方務局徳山支局	九	○	○	○	○	○
萩	防府市福祉会館	七	○	○	○	○	○
宇部	山口地方務局萩支局	一	○	○	○	○	○
〃	山口地方務局宇部支局	四	○	○	○	○	○
〃	小野田勤労青少年ホーム	三	○	○	○	○	○
下関	下関市役所一階ロビー	十四	○	○	○	○	○
下関	九ヶ所計	六十二	○	○	○	○	○

図根点設置について

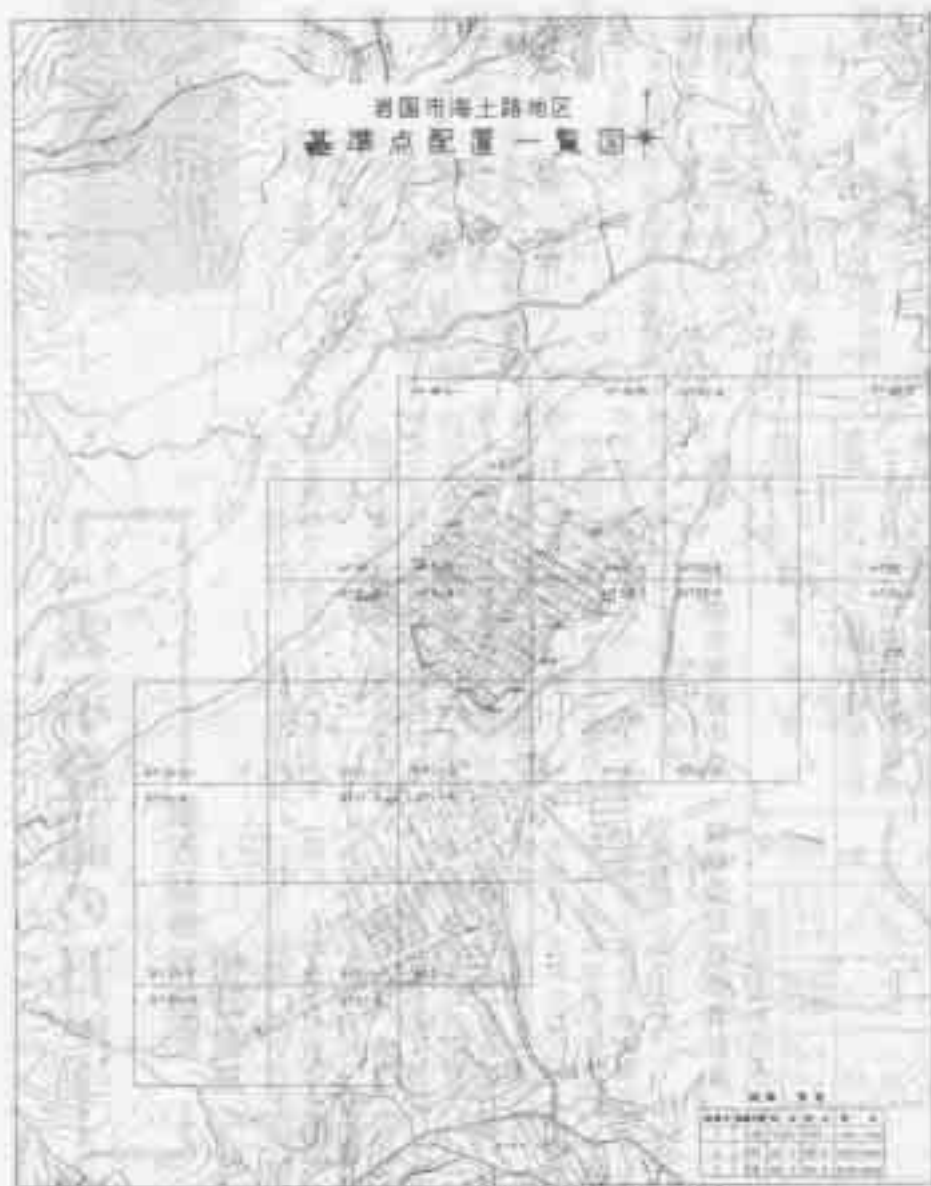
岩田支部 井 尻 富士夫

管区在内地土路地区に在る、連邦海士路地区は、産物調査中に地誌調査工事が始まり、最近地誌調査の結果が採得されたが、当該地誌は空白の隙、完了となって現況に至っている。

その間、大半は調査後分業で、分業登記ができていたが、無期調査で調査その他が起っており、空白の地図の中に区画することができず、ついに分業登記停止となり、地誌調査地域に限定され現況に至っており、

図根点設置に資する経緯は、地誌市民が在籍して来たので、その理由は管内を走っている道路が社通である、管内に区画されていないので、市道に編入することができずにあるということ、測量標準元位置になつてしまうと同時に、各個の位置の特定ができない状態で、自治会が各方面に働きかけていたところ、測量の予算で、図根点設置が実現した次第です。

設置の方針が決まり、管区地区交託団（岩田在任の調査士を構成員として）において、昭和五五年十一月



一日開始、昭和五六年二月末日納付、その間延七十三人、基準点調査、調査、埋設、測量、測量、計算、トータル、測量、測量士目録一冊一万五千円として、百九万円の計算となり測量費実費約六万円を加えると、百九拾五万円となるが、測量費約四拾六万

八千四百拾五円で約半分の差である、今後の調査について、その辺を再考する必要がある。図根点設置が完了した現在、測量の要望により測量隊の後、産物局の協力を得て地籍図に成果をアップし、完成させる様目下、委託団において研究中有である。

お知らせ

山口地方法務局人事異動

三月二十三日付け

新 職 名	現 職 名	氏 名
(併任)山口地方法務局徳山支局	山口地方法務局鹿野出張所長	伊藤 久行

四月一日付け

新 職 名	現 職 名	氏 名
広島法務局庶務課長	山口地方法務局総務課長	金沢 昭治
山口地方法務局総務課長	松江地方法務局総務課長	中村 晴人
広島法務局民事行政部登記課長	山口地方法務局会計課長	柏田幸司郎
山口地方法務局会計課長	山口地方法務局訟務課長	山口 英雄
山口地方法務局訟務課長	広島法務局訟務部第三課長	清水 龍三
山口地方法務局徳山支局長	山口地方法務局戸籍課長	松南 宰平
山口地方法務局戸籍課長	福井地方法務局訟務課長	岩原 良夫
岡山地方法務局人権擁護課長	山口地方法務局供託課長	今元 司
山口地方法務局供託課長	広島法務局民事行政部登記課長	津田 忠昭
山口地方法務局供託課長	山口地方法務局人権擁護課長	久保 孝司
山口地方法務局尾道支局長	岡山地方法務局笠岡支局長	石田 正幸
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局新見支局長	三浦 実義
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局総務課長補佐	吉岡 謙
広島法務局会計課長補佐	山口地方法務局庶務課長補佐	植田 義彦
山口地方法務局総務課長補佐	広島法務局庶務課長補佐	竹谷 良夫
山口地方法務局益田支局長補佐	山口地方法務局登記課長補佐	小川 欽示
松江地方法務局益田支局長補佐	山口地方法務局岩国支局長補佐	堀江 安行
山口地方法務局岩国支局長補佐	山口地方法務局岩国支局長補佐	寺岡 保
山口地方法務局岩国支局長補佐	岡山地方法務局供託課長	真鍋 茂稔
山口地方法務局岩国支局長補佐	鳥取地方法務局米子支局長	石井 賢道
山口地方法務局柳井出張所長	山口地方法務局光出張所長	松富 節美
山口地方法務局光出張所長	山口地方法務局高森出張所長	宮内 誠行

新 職 名	現 職 名	氏 名
山口地方法務局高森出張所長	山口地方法務局下関支局	海嶋 為夫
山口地方法務局下関支局	山口地方法務局戸籍課長	竹内 忠夫
山口地方法務局戸籍課長	山口地方法務局戸籍課長	栗 正弘
山口地方法務局戸籍課長	山口地方法務局萩支局長	山崎 浩正
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局長門出張所登記官	長弘 毅
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局会計課長	下井 義夫
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局会計課長	広中 章人
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局登記課長	阿座上 弘一
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局徳山支局長	林 啓二
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局光出張所登記官	小川 寿光
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局岩国支局長	早川 美朝
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局下関支局長	三原 幸一
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局戸籍課長	松村 自昭
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局戸籍課長	大野 英雄
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局戸籍課長	大崎 正則
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局徳山支局長	松本 孝
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局徳山支局長	大井 馨
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局徳山支局長	尾崎 昭夫
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局下関支局長	矢田部 悟
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局下関支局長	中野 好彦
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局光出張所	和太 稔
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局光出張所	鈴木 忠夫
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局下関支局長	田中 実
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局東広島支局長	広津 隆久
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局訟務課長	森 義則
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局訟務課長	弥政 忠文
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局萩支局長	神夏 誠賢一
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局岩国支局長	山根 聖司
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局下関支局長	渡辺 義雄
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局下関支局長	浦川 源一
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局柳井出張所長	藤本 利男
山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局登記課長	福永 恒賢

忙中閑

山口支部 石田 豊

(文中敬称略)

新春、松の内を過ぎて間もなくの頃、「法務局と対抗囲碁大会をやるうではないか」という話もち上がった。普段は腰が重いが遊ぶこととなると気も軽い。早速司法書士の方へも働きかけ会費千円ということでも志を募り、二月十五日司調会館で開催の運びとなった。

平素何かと忙しく通している先生方も囲碁大会の声がかかるといそいそとやってくる。恰も小学生が待ち望んだ遠足へ行く如くである。

当日参加したのは法務局側九名、司調側十二名、いずれ劣らぬ碁キチか天狗の面々である。法務局側の実力が不明なので申し出のあった級で対戦することになる。

強いのがいないのか、下手ばかり集めたか有段者はいない、司調側は三段から五段位までバラエティに富んだ布陣である。碁はハンディをつけるので少し位の段差があっても結構楽である。

定刻十時を少し過ぎて対局開始となる。この瞬間から時は流れを停止した。

少々の悪口を言っても大丈夫、「誰々さんがキトクよ」「うん、そうか」「お前の女房が浮気をしているよ」「うん、そうか」上の空である。友達に菓子と間違えて碁石を口に持って行った奴がいるがこんな精神状態の時は強い。

その時の気分で二目位は違うようだ。立腹したり、相手を見くびったりした時はまず負ける。

形勢不利となると誰しも長考するがなかには度をすぎるのがある。もう打つかもう打つかと思っ待っているがいつか打とうとしない。

しかたなくこちら茶を呑んだり、煙草を吸ったり、はてはわざとアクビをしたり「長期戦か、下手な考え休むに似たりだ、世間は片眼の人も

いるが碁ばかりは一服では生きられない、まあゆっくり考えてきなはれ」やがて碁筋に手を入れたので「まあ」とのり出したがガチャリといわせただけ「くそっ、又考えだした、大阪

辺の人間ならもう投げける頃だが……」そのうちにだんだん精神状態が悪くなり相手が打つとすかさず打つ、長考、打つと瞬時に打ち返すを繰返す

うちふと気がつくといの石も一服しかない、「しまった、セキにしたか、いや攻め合いか、三途の川の渡し迄どちらが先につくか」と慌てて手数数を数えろと一手足りない「くそっ、碁奴とは金輪際碁は打たんから」

碁打ちならこんな経験をされた方は多いと思う。感情に走ってはいけない、明鏡止水、神の心境が望ましいが言うは易く行は難しだ。

対法務局戦ともなると「平素は士として御指導、御叱責を頂いているから今日は碁でねんごろに可愛がって上げよう、江戸の仇は長崎でということもあるから」なんて思ったらその途端心気に乱れが生じ敗戦への道を歩むようになる。

いわぬことか小生早々と一勝二敗で優勝圏外へ……残念。

楽しい碁の碁も負けると心離かでない、誰がこんなものを考えたのかと調べてみると約三千年前に中国で発生し、我国には朝鮮経由で六世紀頃かそれ以前に渡来したらしい。三韓時代の頃である。

仏教と共に伝わったのだろうか、それとも神宮皇后の新羅遠征に関係あるのだろうか、最初は宮廷中心に広まり平安時代には宮廷女性もたしなむようになった。

その頃生まれれば十二単の女性と対局できたであろう。鎌倉時代になると武將、僧侶の間にも広まり、戦国末期には本因坊算砂が信長、秀

吉、家康に仕えたとある。

碁は性格を表わすと言われるが信長はどんな碁を打ったであろうか、叡山焼打ちのように相手の石を皆殺しに行ったに違いない。碁では負けることが多かったのではないだろうか、秀吉は極謀術策をめぐらし虚々実々の牽引をし、助平根生を出して狭い敵陣へもぐり込み、してやったりと猿面をほころばしたであろう。

徳川二百六十年の基礎を築いた家康なら鳴くまで待とう式で形勢不利の時は打たなかったのではないか、散々相手をじらしてやがて勝ちに導くという息の長い碁で勝率抜群であった筈だ。戦国の英雄達も戦神の合い間に鳥驚を聞かせたとは忙しいことでした。

現在の囲碁人口は八百万といわれ、量とも元祖の中国を凌いでいますが、これは日本が比較的平和であったからであろう。もっとも近年中国の追い上げが激しく、先日アマ世界一は中国が制覇したが、プロには今一息というところのようだ。

アル中の藤沢秀行碁聖は碁聖戦の時だけ断酒するということが、本年も四連勝し賞金二千万円を獲得、苦しみつ断酒して勝負する姿は鬼気迫るものを感じる。先日はNHK杯の早碁でも優勝しました。爪の垢でも欲しいですね。

麻雀も中国が元祖であるが中国人は遊びを考える天才的才能があった

ようだ。もっともそれだけ早くから文化が発達し優雅な生活を送っていたのであろう。

橋のとてつもなく大きな実がなったので割ってみると中では眉もひげも真白な老人二人がにこにここと甚を打っていたと中国の故事にある。

甚を打ち続けているうちに何百年何千年が経過した、つまり浦島のような話である。現代のせからしい世の中を思うと今昔の感である。

空想から引戻されて周囲をみると三勝無敗の中からリーグ戦を勝ち抜いてきた萩の三好、山口の小嶋の間で優勝戦たけなわである。

形勢不利とみて敵陣深く撲り込みをかけた三好、迎えうつ小嶋、息詰まる接戦が展開されたが優勢を意圖した小嶋にゆるみがあったか、強引とも見えた三好の打ち込みが成功し、栄冠は三好三段の頭上に輝いた。コミを差引いて白三目半勝ちとは優勝戦にふさわしい名局であった。

辺境の地から遠路運々来山、しかも本日の賞品代の一部は会長のポケトマネー優勝させてあげなくては。毛角のうちに和気あいあいの対抗

囲碁大会も終り、一人を除いてはあの時こう打ったら俺の勝ちだった、この次こそはと巻土重来を期しつつ帰途についたのである。

終りに今回は相手方が十名ということでしたので愛好者の全員に御案内できなかったことを残念に思います。

内できなかつたことを残念に思います。

昭和55年度年計報告集計表

① 報酬額別内訳 (総合計より)

55年度	人数	%
50万円以下	51	18.5
100万円以下	26	9.5
200万円以下	33	12.0
300万円以下	29	10.6
400万円以下	37	13.5
500万円以下	16	5.8
1,000万円以下	54	19.6
1,500万円以下	13	4.7
2,000万円以下	11	4.0
2,001万円以上	5	1.8

② 申請手続のみ

支 部 (管轄)	土 地			建 物		
	1人当りの平均件数	1人当りの平均報酬額	1件当りの平均報酬額	1人当りの平均件数	1人当りの平均報酬額	1件当りの平均報酬額
		円	円		円	円
岩 国	52	1,283,100	24,333	57	1,978,178	34,117
徳 山	65	2,136,960	32,610	75	2,590,477	34,269
山 口	81	1,951,519	23,816	88	2,579,277	29,114
萩	55	1,474,520	26,371	64	1,884,447	29,424
宇 部	82	1,839,733	22,423	72	2,033,005	27,882
下 関	58	1,513,604	26,072	71	2,608,515	36,394
総 計	66	1,711,119	25,731	72	2,323,037	32,100
全 国	54	2,219,113	40,784	74	2,763,200	37,192
中国ブロック	59	1,576,256	26,545	64	2,017,256	31,430
広 島 県	56	1,923,763	34,321	70	2,326,538	33,234
岡 山 県	56	1,158,540	20,671	53	1,542,540	28,989
鳥 取 県	59	1,316,577	22,185	54	1,475,122	27,001
島 根 県	63	1,574,438	24,720	66	2,172,697	32,435

日和見申述書

一言おわび申しあげます。会報がこのように遅延したのは、新広報部の責任ではありません。

前広報部の私、前田会員のもつぱら個人的な怠慢によるものであります。新メンバーがずるけていたということではありません。これは更年期のしからしめるところでありましょうか。

はたまた、睡魔曲線のドン底をさまよっているからでしょうか。何となく無気力な今日このごろであります。

ともあれ現広報部の名譽のために、ここにつっしんでおわび申しあげる次第。

会報の表紙を飾った橋シリーズも今号をもって終りとなります。

「橋」は、彼岸と此岸をつなぐものであり、その両岸をしっかりと結びつけて交流しあう存在として重要な役割りを果たすものという元企画部長中村会員の気持のように、会員間の結束の象徴としての「橋」、会員と一般市民を結びつける意味での「橋」など、この会報がいささかなりとも橋の役割りを果たすことができましたでしょうか。

新たな企画、新たな表紙に御期待ください。

防長席

最近の補正事件に関連して

岩国支部竹 森 正 孝

はじめに

広報部長には申し訳ないが「会報やまぐち」には骨のある論文が少ないなと思つていた矢先、山口支部木下会員のその名も「少骨少々」「続少骨少々」なる論文が発表され、大いに会報を見直した次第である。

氏は県司法書士会報「桐友」誌上でも健筆を揮つておられることは、読者諸兄先刻ご承知のことと思う。

小心者の私などは氏が桐友に論文を発表され始められた当初は、その内容の厳しさからして、氏が業界から抹殺されはしないかと密かに心配したものであるが、抹殺されるどころか今や大多数の会員よりの明示・黙示の支持を得られ、氏の説は県司法書士会においては、かつて我妻学説が民法学界において占めていたと同様の地歩を占めつつあり、私の心配はまったく杞憂に終わったことは氏のご家族はもとより、山口会、司法書士界ひいては当局のためにも誠に同慶に堪えない。

聞く処によると氏は今回も山口支部選出の理事として司法書士会のために益々の活躍が期待されているそ

うである。

私が木下氏のことを持ち出したのは他でもない、氏の「少骨少々」に對して良い意味での批判論文を誰か投稿しないかなと思つて次号の会報を持って来た処、手にしてみると批判論文どころか氏の元氣一杯の続編「続少骨……」のみではないか。

そこで私は非力を顧みず批判論文めいたものを物にしようと筆を執つた処へタイミング悪く（いや良くかも……）、桐友六七号（昭和五六年四月号）が送られてきた。

今回も氏の論文が楽しめるかなと目次を見た処、刺戟的な十三文字が目に入った。曰く「憲法感覚に欠ける法務事務官」と。

早速一読してさすがは県司法書士会企画研修担当理事にして我山口会の我妻榮と称される木下氏、本家の彼の有名な論文「優越的地位」に優るとも劣らぬものではないか。

ここに至つて私の批判精神は夏の日の炎天下の極水の如く溶けてしまつたのである。

私には木下論文にまつわる斯様な苦い？思ひ出があるのでアンチ木下

説（この説は前述の通り今や小教説である）を執られる会員の中にはあるいは「キノシタ」と聞いただけで吐き気を催される方があるかも知れないが、私もせっかくの博士論文を不意にされた被害者であることに思ひを至されてどうかご容赦の程お願いしたい。

なお、次いでながら「小教説」の方に「キノシタ性嘔吐症」の治療法を極秘でお教えしよう。

「憲法感覚……」によれば氏は見掛けによらず腕節が強そうであるので、氏を汚染源とするこの嘔吐症の病原菌もガソリンにはないにしても、しつこい夏風邪程度の抗免疫性は有すると判断しなければならぬ。

しかし決して不治の病ではないので安心されたい。その治療法とはずばり「ペン」を執ることである。

斯様に言えば、何、お前何時から新興宗教のご教祖様になつたんだ、ペンと言えは鉛筆のことだろう、鉛筆を持つくらいで何でこの限下に蔓延しているショウケツを極める「キノシタ性嘔吐症」が癒るんだ、との怒函が飛ぶかもしれない。

しかし、少数説の諸氏よ、青筋立てて立腹されるなかれ、私は決してデタラメを並べたてているのではない。

「わが民法学史上文字どおりのミニメンタルな学説であつて、民法解釈学に従事する後進の迫いつき、

追い越す目標」とまで称された斯の我妻学説も今や重要な点に關して必ずしも通説ではなくなつてきている。少数説の諸氏よ、諸氏の「嘔吐症」は木下説をして山口会の通説たる地位を追放せしめればたちどころに全快するであろう。

そのためには我妻学説を必ずしも通説ではなくした民法学者達の批判精神を学ばねばならない。

「批判精神なる俺の全身に満ち満ちている」とおっしゃる声が聞こえる。よくぞおっしゃつてくださった。私はその一言を待っていたのである。ここに至れば賢明な読者諸兄はなぜペンを執ることが「キノシタ性嘔吐症」の唯一無二の治療法であるか判りになつたであろう。

民法学者達は批判精神をペンと言ふミサイルに込めて難攻不落の我妻要塞に執拗なる攻撃を加えたのである。

しかるになぜ少数説諸氏は、せっかく会報と言うものがありながら、満ち満ちている批判精神をしてキノシタ城を攻略せしめられない。夏風邪は少々のことでは癒りませぬぞ。前書のつもりがとんだ方向に脱線してしまつた。「どんな補正だったんだ」と真面目に心配して読み始めて頂いた諸兄には誠に申し訳ない。ここいらでレールに乗ろう。

地図訂正の場合の承諾を得べき請

接土地所有者とはいかなる範囲のものか。

地図の訂正については準則一三三條以下の定める処により、特に地籍図に地籍調査当初よりの誤りが発見された場合には左記二つの通達により処理すべきとされている。

通達一 「地籍調査の成果の誤り等の処理について」(昭三八・四・五経企庁総合開発局国土調査課長指示)

通達二 「地籍調査の成果の誤り等の処理について」(昭四八・一〇・一八民三第七六八九号法務省民事局第三課長通知)

通達二はこの場合における申請書の様式等をも定めておりかなり具体的にであるが、同通達「四」には「地図の訂正の場合」並びに「地積更正で面積が増加する場合」には、あらかじめ隣接土地所有者等の承諾を得ておかなければならない。但し登記所において特に要求がある場合を除き、承諾書の添付を要しない」とある。

私は、A登記所管内の土地につき、宅地として分譲するため、分譲地部分七筆、分譲地内道路部分一筆の計八筆に分筆登記申請手続をなすよう依頼を受けた。

現地は数年前稲作を止め、現況・登記簿共雑種地となっている部分が大多数を占める平坦地である。

五月末造成工事が完了したので分

筆登記申請をした処、地図と地積測量図との地形が相違するとの指摘を受け、申請を取り下げて原因を調査した処、地図に地籍調査当初よりの誤りがあることが判った。

そこで前記通達二に従い、隣接土地所有者立会の下、境界を確認し、測量の土地積測量図を作成して承諾書に記名押印を求め、これらの添付書類をB町長に提出して地籍調査実施機関たるB町長に地図の修正申出方を要請した。

本ケースは筆界の位置を訂正する地図訂正であり地籍調査の面積計算方法が図上法であるので、筆界の位置訂正の結果訂正を要する筆界に隣接する土地については地積に変動を生ずることとなり、地積の更正をも要することになる。

よって私はこの場合の承諾を得べき隣接土地所有者とは「訂正を要する筆界部分に直接隣接する土地所有者」の意であると解しその者の立会・承諾のみを得た。

しかるにA登記所登記官は「訂正を要する筆界部分に直接隣接する土地」にさらに隣接する全土地所有者の意であると主張し、B町長に補正方を命じた。

B町においては比較的早期に地籍調査がなされており(申請地は昭和三十年代初め)、所謂赤線、青線等にもすべて地番が付され登記用紙も設けられ当然のことながら地積も記

載されている。

よって登記官の見解である「要訂正筆界に直接隣接する土地にさらに隣接する全土地所有者」を以って承諾を得べき隣接土地所有者とする、膨大な隣接地を生じ、多数の承諾を要することとなる。ちなみに本ケースの場合、現実には筆界の訂正を要する部分はわずかに二十数メートルであるのに運悪く分譲地の一部と直接隣接する畝々と続く赤線との間が問題の筆界であるので、この赤線に接する土地と言うことになると、大ウナギの寝床に接する石垣の石の数と同様で、例えばはるか三百メートル離れた土地とか申請地の南方約二百メートル先を走る新幹線の高架下の土地迄も関係してくる。

登記官の見解を容れて立会を求めに因縁に出向いたとして何であなたの地図訂正にはるか離れた新幹線の高架下の土地が関係するのかわかれば私は説明に窮するが、登記官はいかに返答されるのであろうか。

昭和五五年六月六日前民事局第三課長清水湛氏は調査士法制定三十周年記念に際し「土地家屋調査士の業務と責任」と題して記念講演をされており、講演録は日調連より全会員に配布されている。

そのなかで氏は表示登記は権利登記に比較して非常に立遅れが目立つ。その原因として両者の相違が觀念的には理解されていてもほんとうに

体で完全に理解されていないこと、両者の相違に対応する形での表示登記事務処理体制(職員養成、組織機構、実地調査体制、地図の整備など)の立遅れをあげておられる。

そして表示登記が形式的に処理され、事実と登記の記載が符合しないような現象が発生するということになる、表示登記は登記制度の基本となるべきものである、登記制度が根本からゆらぐことになりかねない懸念されている。

日調連主催の講演会であるせいか同氏は調査士に対しては強い批判はされていないが、同氏が立遅れの原因として述べておられる二つの事由は後者の事務処理体制の部分カッコ中を「会員の研修、会の指導体制、十七条地図の主要供給源である地籍図の性質に対する認識強化方策など」と置き換えればそっくりそのまま調査士及び調査士会にあてはまるものである。

結局は登記官は私の説を容れて地図を訂正したが、前述の第三課長講演要旨と私が遭遇した具体例とを合せ考へるに、正に表示登記制度の前途は多難と言わざるを得ない。

最後に現在登記所で行われている地図と地積測量図間、あるいは既提出地積測量図と新規提出地積測量図間の合致度調査方法についての疑義を述べ、読者諸兄のお考えを伺えらうと思う。

もつとも私はこの方法は非科学的ではあるにしても現状では止むを得ない点もあると思つてゐることを付言しておく。

合同法もしくは相似法は科学的か？

前述の、私が登記官より指摘された地図と地積測量図との地形の相違を登記官はいかにして発見されたのか少し詳しく述べてみよう。

申請地には縮尺千分の一、精度区分 $\frac{1}{2}$ の地籍図より（破格の）昇格を遂げた一七条地図が備えつけられている。

聞く処によるとこれらの地籍図は会計検査院とかのお眼鏡？にかかない一部には本来の実力以上の評価を受けているものもあるそうである。

この一七条地図によると申請地周辺の図根点はすべて道路上に埋石されてゐることになってゐるが道路舗装工事のためであろう、今やアスファルトの下で情眼を貪つてゐるらしく影も形もみえない。

三千平方メートルに少し足りない縦長のやや広い土地の分筆であるのにたよりの図根点は断崖なていたらくである。

丁度岩国、柳井地区の若手有志調査士で月一回測量の勉強会を開いており、光波測距儀を使用してのトラバース測量の勉強をしていたので、みんなの協力を得て三角点間を結ぶ

路線長二キロメートル強の一次路線を組み次いで申請地周辺に約三百メートルの二次路線を組んで、二次の多角点を平板点として測量することとした。

そしてマイラーに距離万眼を引き二次多角点をプロットしてこのマイラーを用いて計画から確定測量迄約半年間、全体だけでも三回、一部分のみならそれ以上の平板測量を行った。正月明けの北風の吹き抜ける時期にスタットして梅雨入り前によくやくゴールにたどり着いたわけである。確定測量の結果を縮尺五百分の一で作図し辺長をすべて実測し三辺法で求積して地積測量図とした。

登記官は私の苦心の作品と一七条地図とを、A登記所には透写台が備え付けられていないので止むなく、窓ガラス上で両図の対応する角が重なるように案配良く固定して、（これには相当の熟練を要する）登記官からみて角度に相違が目立つと思われる部分を指摘されたものである。

この方法を幾何学的に説明すれば、両図の縮尺が異なるので両図をびつたり重ね合わせることにより両図が合同か否かを判別する方法（この方法を合同法と名付けよう）はとれないので、相対応する角を重ね合わせる方法（相似法と名付ける）により角度の一致度を調査して両図が相似か否かを判別する一判断基準としたと言

うことになる。

私のケースではこの「相似法」により地図と地積測量図との地形の不一致が判明し、実地調査の結果地積測量図と現地とは合致してゐることになったので、論理必然的に地図と現地とが相違してゐることとなる。

そして地図・現地間の相違の原因が地籍調査当初に測るものであれば私のケースと同様地図訂正へと進展し、地籍調査後の後発的事由に因るのならその事由に相応した分合筆等の所定の手続を履践して両者間の不一致を除去解消しなければならぬことは読者諸兄の先刻ご承知の通りである。

さて、では登記所愛用の「合同法」もしくは「相似法」は地図の維持管理をその職責の重要部分の一つとする登記官及び不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資しもつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを職責とする調査士双方にとって科学的合理性のあるものか否かを検討してみる。

地積測量図の誤差の限度は当該土地についての一七条地図の誤差の限度内であればならない（準則九七条三項）。

申請地の一七条地図は前述の通り地籍図を一七条地図として指定したものであり地籍図としての精度は乙一のランクであるので、一七条地図として指定された今でも同様乙一の

ランクであることは言うまでもないことである。

すなわちいくら現地復元性があると言ってもそれには自ら限度があり、その限度を越えて復元することは一七条地図のみでは不可能であり、境界（細則四二条ノ四第二項）の記載ある地積測量図とか現地精通者とかの助けを得て初めて可能なのである。

そして精度区分 $\frac{1}{2}$ とはどの程度の誤差を許しているのか煩を厭わず摘記してみると一筆地測量における筆界点の位置誤差は平均二乗誤差が二五センチメートル、公差がその三倍の七五センチメートル筆界点間の図上距離と直接測定による距離との差異の公差が 0.13 メートル $100 \cdot 04 \sqrt{S}$ メートル $10 \cdot 4$ メートルとある（国調法施行令別表第四、なお前述のS及び μ が何を意味しているかは同表の備考を一読頂きたい）。私は平均二乗誤差とか公差とかの測量学的意義については、調査士及び測量士補の試験範囲中誤差論は一審苦手であり、合格後も勉強してゐないので、説明は勘弁させて頂くが要するに誤差とは測量学上は断崖にムズカシイ、科学的なものなのである。

よって提出された地積測量図が一七条地図の誤差の限度内であるか否かを判別するには、測量学上からは「合同法」もしくは「相似法」は相

当に個人的、恣意的、非科学的であると言わざるを得ない。

そこで私は「合同法」もしくは、「相似法」による机上調査のみを根拠に補正を命ぜられた場合、極端な場合は別にして、補正に応じないからと言って申請を却下できるかどうかは疑問と考える。

今極端な場合は別と言ったがどの程度を以って極端とするのが「極端」と「非極端」のボーダーラインにおいては「合同法」もしくは「相似法」ではやはり個人的・恣意的となる恐れが多分にあるので、登記としては補正を命ずる以上は国調法施行令別表第四に定める誤差の限度をどの程度オーバーしているかを現地調査のうえ指摘する必要がある。

そして××年後には、登記官は本ケースと同様な事件については次のように言って補正を命ずることである。

「竹森さん、あなたの分筆登記申請について実調に行ってきました。地籍測量図に筆界線の種類と筆界線の打ってある場所の図上位置が明示してあり、現地にも確かに根巻きしたコンクリート杭がありましたので筆界点はすぐ判りました。」

かつてあなたのケースをさらに越える大規模な団地の分筆では現地、地図、地籍測量図相互間で食違いがおき、方々で大問題となり、法務局、調査士会をあげてこの是正方に取り

組み地球上の絶対的位置と言ってもいい平面直角座標系の座標値を持つ

基準点を混乱区域内に設置する方法

を採用して解決の糸口としたことは

あなたも一会員として実作業に当ら

れただけに記憶に新しい処でしょう。

竹森さんこれはオフレコでお願い

したいのですが当時は我々も国家賠償の問題を真剣に心配したものです

よ。勿論測られた調査士さんも枕を高くしては眠れなかつたと伝え聞いていますかね。

まあこういう登記制度の根幹を揺

がす大事件は二度とおこしてはならないですね。

話が横道にそれますが私最近イギリスの歴史法学者メインの名著「古代法」を読みました。その中でメ

インは過去から近代への法の発展過程を「身分から契約へ」の筋にして要を得た言葉で表現しています。

分筆登記の発展過程をメイン調に表現すれば「地積から位置へ」となるんじゃないでしょうか。

具体例をあげて説明すればこういうことになると思います。

申請人及び隣接土地所有者が結託して、地籍調査後に自分等で一寸自動車の入りに都合が悪いとの理由

で一メートル程境界を移動させこの境界を以って筆界だと指示し、これを調査士さんも信用して指示された境界を筆界として測量したり、ある

いは農業用水路を地籍調査後に土地

改良区が拡幅の上セメント張の立派なものとしたが拡幅部分の分筆及び買収登記手續が予算不足のため未済

であるため、水路に隣接する田の分筆登記の依頼を受けた調査士さんが

拡幅後の現況の境界を地籍図に表示

されている拡幅前の筆界と混同して

測量したり、さらには県道の拡幅で

県の委託を受けた測量会社が隣接土地所有者の立会を求めないで現況の

まま測量し、その測量成果の青焼図

面を県が調査士さんの事務所を持ち込み、調査士さんが現況のしかも青

焼の図面上で三斜を切り地図にうまく

入らない時には適当に青焼図面の地形を変えて地図に合せて分筆登記

を囑託し、我々も漫然囑託通りに登記した処が、工事は測量会社が現況

で測量した測点を大部はみ出して行っており、工事了り後県は用地杭を

はみ出したままの現況通りに打って

いっており、はみ出した部分の土地

所有者もその事実を知っていないらしく別に文句を言っていないという

正に複合汚染状況の下、そのはみ出し地所有者より測量の依頼を受け

た調査士さんが、県と境界立会をした調査士さんが、県と境界立会をして

現場に立会のため来たはみ出し地所有者もはみ出しの事実には気付かない

まま現況を以って筆界であると確認したので、調査士さんもその通りに

測量し、残地は求積しなかったもので

まったくはみ出しの事実には気付かなかったとこういうことは一昔前には

かなりありました。

まあこういう状況ではいくらか隣接土地所有者又は管理人の立会を得て

「筆界」を確認し一秒読みトランシットで何対何もの観測をし検定済の

綱巻尺でミリメートル迄測距し尺定

数、温度、傾斜補正に縮尺、両差補

正迄してコンピュートで小数点以下

十桁近く迄面積を出したところで

その調査士さんの測量の前提となつた「筆界」は言葉の正しい意味での筆界ではなく、単に境界もしくは占有界にしかすぎません。

かなりありました。

まあこういう状況ではいくらか隣接土地所有者又は管理人の立会を得て

「筆界」を確認し一秒読みトランシットで何対何もの観測をし検定済の

綱巻尺でミリメートル迄測距し尺定

数、温度、傾斜補正に縮尺、両差補

正迄してコンピュートで小数点以下

十桁近く迄面積を出したところで

その調査士さんの測量の前提となつた「筆界」は言葉の正しい意味での筆界ではなく、単に境界もしくは占有界にしかすぎません。

なるほど面積はパッチリ確保してあるでしょうし永続性のある境界標

も打ってあり、地籍測量図も見栄えは立派なものでしょう。

しかし地籍図を元にその許容誤差の限度内で復元された筆界とその調査士さんの測量の前提となつた所謂

「筆界」とは相当ずれるでしょう。

そして地籍図の一部の分割線はこういう測量の成果に基づいて記入されやがて地籍図が一七条地図へと昇

格していったのですから考えてみれば恐ろしいものですよ。

これを防ぐには絶対位置（勿論許容限度内の誤差は当然ありますよ）

の判っている図根点を地籍図、樹図等を利用して探し出すなり、あるいは図根点の位置はさるかに上級の基準

点よりトラス測量なり平板を使

つての図解トラス測量なりで図

根点に代る基準点を設け、この図根点もしくはこれに代る基準点を与点として地籍図を現地に復元して見る必要があります。

そしてこの復元した筆界と申請人等の主張する筆界との合致度を調査してみることですね。

私は現行の土地家屋調査士の資格を「土地調査士」と「家屋調査士」に二分するので、「土地調査士」についての試験委員になってくれ、実技試験担当をやってくれということになればこの復元測量を必ず出題しますがね。

そうそう調査士資格二分論に関連して私は昭和五六年六月開催の調査士会岩国支部総会において御井のSさんが測量のできない会員は土地の測量は止めて欲しい旨の発言をされたことと伝え聞いたことを思い出しますね。

Sさんはあなた達有志の勉強会のリーダー的存在でトランシットは言うに於かず光波、コンピュータ、プロッター等を使いこなせ相当手広く仕事をされているそうですね。

Sさんは他の調査士さんの測られた隣地を測られる時に、その調査士さんの測られた土地の絶対位置の相違に随分突当られたのでしょうか。

無礼な発言だと片付ける前にSさんの発言の真意に思いを至して反省すべき点は十分反省すべきでしょうね。

しかし今では岩国支部の皆さんは企画委員会の諸氏の努力でみんなトランシットは使いこなせるようになられたし測量、調査能力共格段の進歩を遂げられたので、Sさんの発言も昔の物語となりましたがね。

まあそういう訳で我々も今じゃ地積よりも位置重視の実測をしています。地積なんてと云っちゃあ何ですが、地積は位置が決まれば自ずから算出できるものですからね。

分譲地内部の個々の区画の測量はあなたの腕を信頼して調査せず、現地の外周とあなたの提出された地積測量図及び一七条地図のそれとの精度区分内での合致度をチェックポイントとして調査しました。

あなたも存知の通りかつては特に造成工事の段階で一七条地図上で外周よりはみ出したりひっこんだりして施工されてしまい、本来なら凹凸部分を分筆してもらわなければならないのに、再分筆と言うことになるので大変なので、地積測量図を一七条地図に合せたり（従って地積測量図は正しく現地を反映していないわけです）、あるいは我々の能力を見くびってか地積測量図を一七条地図と違う縮尺で作成し、現地と地積測量図とは合致するが地積測量図と（従って現地とも）一七条地図とは合致しないと言うようなことが一部ありました。

そこで私の所の二十秒読みトランシットと光波を十分調整して、最近国土建設学院での一年研修を終えて帰って来たばかりの表示登記係の有望若手技官に観測させました。どうも観測ばかりは視力が良くありませんとね……。

まあ一昔前の昭和五六年七月一日に施行されました当局実測要領二十二条によれば地積の検測には最低筆界点間の二辺以上を測定してうんぬんとあるんですが、今では日本国中の全登記所にトランシットに光波が配布されましたね、計算の方は登記電算化が数年前に全国完了しましたのでシステムのほんの一部に相違点であるプログラムの使えば訳ないですからね、「要領」も改正されましたね、今じゃ相当高度な実測をしています。

これはあなただから言うんですがね、一昔前は分筆の実測でのはいやなものでしたよ。

同せ建設学院で勉強してきたり表示登記専門官を講師とする測量講習を受けても勤務所には道具がないんですからね。竹槍で戦争しろというようなものですよ。

しかし今は違いますよ。道具も大部整いましたし職員も相当実力がつきました。

実測なら是非私をという職員が多くて私もうれしい悲鳴ですよ。

おっと、余談が長くなり過ぎた。

そこであなたの件ですが申請地は乙

一で許容限度は位置誤差が……、距離誤差が……となっています。

実測の結果は……、あなたのは……、よって誤差の限度を少し超えていますので残念ながら補正ということになったのです。」

（昭五六・六・三〇記）

ロマンへの旅立ち

「失われた九州王朝」

古田武彦著

「日本の古代史は虚構の骨柱に貫かれてきた」に始まるこの書には、歴史の「定説」に挑戦する著者の強烈な論理が充満している。

古田史観に触発されて、自分なりの「九州王朝」を構築してみるのも、「史観」の楽しみというべきか。

（朝日新聞社刊）

「地図のたのしみ」

細 淳一著

地図は、見なれた場所をワンダーランドに変える魔力を持っている。まだ見ぬ土地のイメージを地図に探ることもできる。

地図との出会いがどれほど楽しいものか。その魅力に惹きこまれるのはあなたかもしれない。

（河出書房新社刊）

三随想三

こんとうな(こんな)事が

あゝるろうかい

副会長 新本清人

土地家屋調査士業務の一分野としての調査測量の中、特に所有権に関する確認についての注意義務は強く厳しく求められていることは各々熟知している処であるが、近頃聞いた耳新しい事例にこんなものがある。

比較的若い其嫁夫婦が隆々辛苦汗を流しての努力の甲斐があつて待望のマイホームの新築に漕ぎつけた。でも相当高額の住宅ローンの支払いが持続するので、あたかも銀行の借家に住んでいるような気がすると話していた人のこと。

昔から持家を新築するには、三ツの「キ」が揃わねばできないという古老の言を聞いたことがある。

一ツ。一念奮起して家を新築しようとする気分の気。二ツ。機会、即ちチャンス。三ツ。木材の木、材料等を総称しての木。

だそう。人生余程恵まれた人でない限り自力で土地を取得し、その上に自己住宅を建築できる人はそうざらにいないものでもなからう。ここに言うこの人達は恵まれた部

類に入ると考えられる。

さて、マイホームの建築は完成して入居の段取りもできた。

ここで表示登記申請手続を成る土地家屋調査士に依頼したとする。

この人をAさんという。その職業は会社員であり、その妻Bの職業は教職員である。夫婦共々、土地の取得、住宅の新築については色々それなりの情報の蒐集や手続上の知識を得て周到なる計画の基に工事はうまく完了して無事だことであろう。

ここで調査士事務所を訪れた。先ず新築に係る建物表示登記手続について依頼人として準備すべき書類の一切を持参願ったので、調査士先生の出番となる。

先ず所有権の確認については、依頼人の持参に係る建築確認通知書に基づき、建築主の氏名はAであるからしてこれによってすべての手続を開始した。

現地調査は勿論、手続上のすべてを円滑に進めて表示登記は完了した。保存登記の申請については知りあいの司法書士を紹介し、租税特別措置法七二条の適用についての親切に

説明指導してこの司法書士先生も適法に手続を完結して登記済証を依頼人Aに手渡したことは言う迄もない。

さてこの調査士先生、表示登記申請の受託時において所有権確認調査上に何か手落ちはなかっただろうか。甚だ疑問の点が一つある。

建築確認通知書記載の建築主はAとあるも、はたしてこの建築に当たりの資金調達はどうのようにしてなされていただろうか。建築費の総額は金一、六〇〇万円であつて、その内容というか調達した内訳は次の通りであつたとする。

依頼人Aは自己の預貯金から金三〇〇万円及び勤務先の会社から借入金七〇〇万円、小計一、〇〇〇万円。その妻Bは自己の預貯金から金一〇〇万円及び共済組合より借入金五〇〇万円、小計六〇〇万円を合計したものがこの建築費の全部であつた。

以上の通り夫A、妻Bが各々拠出しあつてこのマイホームが完成したのであるとすれば所有権の確認に当って、持分割合の是非、即ち共有関係の存否を充分尋ねるべきではなかったらうか。

この場合持分を単純に計算してもAは八分の五、Bは八分の三となる。後日、依頼人Aはそのようなことは早く教えてくれればよかつたと小言をいい不平不満をぶちまけるのは当然かも知れない。

調査士はこのようなこともあるから共有関係があるのなら当事者で充分持分の割合決定をするよう依頼時に説明して、夫婦間において持分割合の決定をさせた上で手続に着手すべきではなかったらうか。

保存登記完了後においてA B共に各借入に係る金融機関等に対する担保設定の問題もさることながらこのままの状態に終ると相続税法に定める不動産やその他の財産、資金等を贈与する場合の定、相続税法第二条一五には贈与税算出の基礎となる控除額は金六〇万円とあり同法二

一条一六には一定の条件を備えた夫婦間の居住用財産の贈与については特別の定めがあり、その控除額は前項のそれとは大差がある。

即ち二一条一六の場合
贈与を受けた財産の価格につき前

A Bの問題に当てはめてみれば
600万円 - 60万円 = 540万円
(妻B控除) (夫A控除)

540万円 × 税率45% = 243万円
(控除額)

＝ 金181万円
(贈与税額)

が概算される。

二一条一六の場合
夫婦の間で居住用不動産が贈与された場合次のような条件が具備されている時は最高金一、〇〇〇万円までの配偶者控除が受けられる。

①その夫婦の婚姻期間が二〇年以上であること。

◎贈与を受けた財産は居住用の不動産
産又は資金であること。

◎贈与を受けた年の翌年三月十五日迄に受贈に係る不動産に実際に居住し、その後も引続いて居住する見込であること。

なおこの配偶者控除は一生に一度しか受けられない。と定められている。とすればこのA、Bの夫婦は結婚して十一年の経過であるから当然同法二一条の五にあてはまる。

するとどうなる。さてどんなことが起るだろうか。

贈与税を翌年三月迄に所轄税務署に対して金一八一万円の納入義務が生ずるであろう。

調査士先生の受託時におけるこのあたりの質問、調査不充分乃至は指導に適切を欠いたために生じた代償としては依頼人には余りにもみじめである。

支払義務の生ずる苦もない贈与税額を聞いたとたんA B夫婦は驚き腰をも抜かささんばかりの表情は何んと思像しても、ア、噫、げに恐ろしや。心すべきことにこそである。

ではこれを改めるについて、先ず建築確認申請に基づく工事の完了届乃至は検査済証の交付前であれば申請事項の記載の変更、更正は可能であらうし。不動産登記上の持分の更正、又は真正なる登記名義の回復等についての申請手続並びに登記免許税等の費用負担の問題等々、依頼人

とすれば予想もしなかった無駄な出費である。

一般論として建築するには当初の計画予算と決算時の支出額の大増は通例とされているけれどもこのようなくことから生ずる支出増は苛酷というも甚だおろかなり。である。

何オッ。何んだと。僕は土地家屋調査士だ。税のことは税理士の分野だから僕は知らん。と逃げることも可能かも知れない。

又、税のこともあるから充分調べて来いと言う先生もあるかも知れないが、一般的に建築主は素人であり土地家屋調査士の門ともいべき事務所を訪れてこそ安心して相談し、表示に関する調査測量やこれに基づいて納得するのである。

我等調査士は、地域社会から最も信頼されるエキスパートとして税法も必要に応じて知り、あらゆる分野に互い常日頃から研さんを重ね、受託に当っては慎重を期して、益々職域の拡充に努力したいものである。



お知らせ

「土地家屋調査士」三〇〇号
記念論文募集

日調連が左記の通り「土地家屋調査士」三〇〇号記念論文を募集しています。多数ご応募ください。

記

一、三〇〇号記念号の課題

1 調査士制度の発展と会報の役割

2 「土地家屋調査士」三〇〇号を顧りみて

3 八〇年代の会報に期待するもの

4 業務改善のための会報のありかた

5 広報活動の推進について

四 タイトルについては以上の課題の趣旨であれば若干の意味の違いは差し支えありません。

七、謝 礼

二、原稿枚数

1 二〇〇字詰または四〇〇字詰原稿用紙を使用のこと

四、送り先

東京都港区新橋二一二〇新橋駅前ビル一号館

日本土地家屋調査士会連合会記念論文係宛

五、応募資格

土地家屋調査士

六、発 表

昭和五七年一月発行
三〇〇号 記念号誌上

七、謝 礼

入選 三万円 一名
佳作 一万円 七名

地名のたのしみ

「名田」の地名

下関支部 前田博司

下関市内にある武久という地名は

神功皇后が三韓征伐におもむくとき
に、ここで武連長久を祈念したこと
から、つづめて武久と呼ぶようにな
ったとか、清末は、同じく神功皇后
が渡海の船材に使用するため、厚狭
郡の大樹を切りたおしたところ、こ
の地に木の末があつたことと、当地
の石井の池の清水から、清末と言
うようになったなど、はなはだ眉唾も
のの地名解釈がされてきた。
こうした地名の由緒話はさておい
て、地名を調べてゆくと、そこに或
る共通項を持ったグループが存在す
ることに気づく。

たとえば、武久・清末・有富など
いずれも好ましい文字の二字による
組合せによって地名が作られている。
こうした、好字二字の組合せにな
る地名がいわゆる、名・(みょう)
あるいは、名田・(みょうでん)と
いわれるものである。

中世、荘園制の発展にともなつて
在地の土豪や武士たちは、荘園領主
のもとで、開墾の下請けする権利を
得て、各自の労力と資力とをもって
未開の原野をひらいて耕地とひろげ

ていった。

そうした開墾地に自分の占有を示
すため、自分の名を付けた。

これがいわゆる、名田・と呼ばれ
るもので、開墾の下請け人の数が多
ければ多いほど、また開墾地が細分
化されればされるほど、その土地を
他と区分するに足る地形上の特徴が
稀薄になつて適切な自然地名を採用
することがむずかしくなつてきたと
いうことも、こうした名田地名が成
立した理由の一つかもしれない。
こうした好字二字の組合せは、荘
園期の下級武士階級の人たちの名乗
りであつたものらしい。

柳田国男は「地名の研究」のなか
で「昔の人名は今とわずかの相違が
ある。またあの時代の貴族名乗とも
少し違ふようである。最も流行した
のは久・延・吉・則・貞・利・元・
友・充・宗などの好字、国・末(季)
というのもあれば、福・富・得(徳)
などという縁起を祝つたものもある。
これらの文字を二つずつ合わせたの
が荘園盛時の身分の低い武士の名で
あつたらしい」とのべている。
下関の現在の市域の内で、おそら

くこうした名田地名と考えられる地
名を拾いあげてみると、

- 大字では武久・清末・有富・延行
- ・富任・貞光・正吉(永田郷の古称)
- 小字では竹富(幡生)、重武・有
- 重(綾羅木)・金富・(伊倉)・貞
- 国山・末広・近広・延常・吉成(楠
- 乃)、吉近(秋根)・正光(井田)、
- 時安・友則・長久(富任)、時安
- (蒲生野)、千徳(安岡)、長房・
- 正広・行広(吉見下)、有安・永久
- (勝谷)、貞恒・末延・年永・宗歳
- ・宗広・宗房(吉見上)・宗教(永田
- 郷)、成久・正付・安常(吉母)、
- 有光・有安・常久・森貞・雪近(内
- 日下)、高嶺(貞光)、国末(阿内)、
- 末光、時末・千房(清末)、盛貞
- (小月)、国長・国成・貞常・常久
- ・安国・安森(吉田)などざつと拾
- いあげても五十五件ほどが該当しそ
- うである。

このなかには、あるいは名田地名
でないものも混入しているかもしれ
ないが、このした地名を構成する文
字が、その組合せこそちがってはい
るものの、重複して使用させている
ことに気づく。

事実・有・国・貞・末・常・永・
久・広・光・安の10字でその全体の
半数以上を占めており、全体では34
字しか使われていない。
先にあげた柳田国男の指摘とは、
多少使われている文字の種類がちが
っているが、好字という点では相違

下関市域の名田地名の組合せ(55年)

使用 頻度	使用文字
7	安
6	末・常(恒)、久
5	有・国・貞永(長)、光 (満)、広(弘)
4	富 正 宗
3	武(竹)・近・時・成・延・ 房・盛(森)・行(雪)・吉
2	重・千・年(歳)・則
1	貞・金・清・高・付・任・徳・友
	合計 34字

が
ない。
永田郷の古い呼び名である正吉は
むかし日野正吉という貴族がこの地
を領したこと、この地名が起つ
たとする伝承も、「地下上申」で吉
田の貞恒が吉田権守貞恒に由来する
としているもの、そうした人物が実
在したかどうかは別として、正吉と
か貞恒といった名乗りの武士たちが
この名田の開墾に関与したことを如
実に物語っている。

永禄十二年(西暦一五六九年)の
一宮文書には吉母に關係ある人名と
して成久・安恒などの記載があるが、
その名を現在の吉母の小子名に見る
ことができ、楠乃の貞国山は同じく
一宮文書の文正元年(西暦一四六六
年)に一宮大宮司貞国とある人物と
關係があるものと考えられる。
こうした人々の名乗りにもとづい
て名づけられた名田が、やがてその
土地に根をおろして住みついた子孫

たちの姓になっていった例も数多く見受けられる。

武久に拠った武久氏はその好例で武久名地頭職永富氏がいつしか武久姓を名乗るようになったものである。

柳田国男はまた『地名の研究』で「その地に住んだ武士で在名を家名にした者が今日国光某、久末某などといった。人はよく名前のような苗字だなどと笑うけれども、実際名前が回り回って家名になったのである」と名田地名と家名との関係について説明している。

また、下関市内には、古文書によれば前記の名田以外にも数多くの名田地名が見受けられる。

広恒名、清末別府内守禰名、光富名、成富名、富安、安成名、末松名、則貞、重富名、国弘、松富、恒武、武富、武松、恒安名、包富名など。また、古文書に見える是松・成用などの地名も、現在の幡生の是松、棕野の成持といった字名と対応していることからこれも名田地名であるように思われる。

山口県内において名田地名と考えられる地名を『山口県地名明和書』から抜き出してみると、凡そ五百五十例ほどがピックアップできるが、その組合せでは、森(盛・守)・国・光(廣)・長(永)・徳・宗・などが比較的によく用いられている。こうした名田は一般に西日本ではごく小さなものがほとんどであり、

山口県内における名田地名の組合(約550例)

1	森(守)(盛)	70	11	貞(定)	39
2	国	60	12	安(延)	38
3	光(廣)	55	13	信(金)	35
4	長(永)	47	14	行(清)	32
5	徳	44	15	兼(友)	30
6	宗	44	16	清(久)	29
7	末	44	17	友(近)	29
8	正(政)	43	18	久(成)	26
9	重(茂)	42	19	近(成)	22
10	広(弘)	40	20	成(吉)	20
			21	吉(能)	20

現在の小字に名田地名が多く見受けられるところから、このあたりでは小字程度の規模のものが、通常の名田の形態であったものらしい。下関で、大字の名田は前にも述べたようにわずかに七例しか見られない。

こうした名田は一カ所に固まって存在しているものばかりではなく、古文書に見える安成名は、現在の秋根と永田郷の両域に分れて存在しており、このことは一宮荘という荘園のもとに認められた安成地頭職の名田がかなり広く諸所に散在していたことを示している。

散在名田をうかがわせるような古文書もいくつか見受けられる。もちろん名田が武士階層によってのみ成立したのではなく、数多くの百姓名田も存在していたことはいまでもない。

しかし、百姓名田の多くは自然地名に拠ったもののように、現存する百姓名田の地名は当地ではほとんど見られない。

武士の名田のように好字二字の組合せではないために、他の地名と判然と区別できかねるのであろうか。綾羅木の小字名に見られる助三(すけそう)惣八(そうはち)など

がしいていえば百姓名田にあたるものかもしれない。

歴史というたて糸をもとに、地名のもつ意味を模索してゆくのは、根気のいる作業ながら、楽しいものである。

いつしか、その表面におぼろげながら解答の構図が浮かびあがってくるのを気永に待つのは、杜氏が酒蔵に銘酒の醸造を待つ醍醐味と共通したものでないだろうか。

無料登記相談の質疑内容集計

建物表示(新・増等、滅失)	10
分合筆、地積更正	8
地目変更	4
境界問題	13
所在不明の土地	2
相続	13
所有権移転	8
造成工事の紛争など	2
報酬額	1
農地申請関係	3
道路問題	2
その他権利関係	4
計	70件

注 (相談者が二件以上質問の場合もあるため) 合計は相談件数と合致しない。

表紙写真説明

大井橋（萩市）

思えば、これまでに
いくつかの橋を

書いたことだろう

その内にはどんな風景が描
かれているのだろうと測り定め
かしながら読んでいった者

橋を渡るたびに

次期交番に目的の地が近くなっ
て、どこまでいってを同じく景色
かなあなど、つい口にする日
々。

おさないところにみた橋は

赤さび色の鉄橋で

橋のかなたのよるまとは

青一色でありました。

三好会長
小学生時代の作品

ありし日の 大井橋



▲小学1年のころ



▲小学4年のころ



▼小学5年のころ



▼小学8年のころ

かけの声

三好会長は 遠路をまちがえたら
じっかないかなー



会務報告(一月～六月)

- 一月 二日(月) 法・司・調三者協議会(於司調会館)
- 七日(土) 合同部会(於長門市)
- 八日(日) 中国ブロック協議会会長・企画部会(於広島市)
- 二九日(木) 全国会長会議(於広島市)
- 二月 六日(金) 本部主催事務研修会(於山口市)
- 七日(土) 総務部会(於司調会館)
- 八日(日) 企画部会(於司調会館)
- 八日(日) 研究推進委員協議会(於司調会館)
- 一四日(土) 自主支部長会(於徳山市)
- 二二日(土) 新入会員研修会(於司調会館)
- 三月 八日(日) 総務部会(於司調会館)
- 一三日(金) 役員推せん委員会(於司調会館)
- 二五日(水) 表示登記の日・無料相談・県下九カ所開催
- 四月 一日(水) 監査会(於司調会館)
- 二日(土) 部長会(於司調会館) 理事会提出議案審議
- 七日(金) 会館運営委員会(於司調会館) 五五年度決算他
- 八日(土) 理事会・支部長会(於司調会報) 五五年度決算
- 二一日(火) 五六年度事業計画策定
- 二二日(水) 法・司・調三者協議会(於司調会館)
- 二三日(木) 總會打合せ(於防府市)
- 五月 二三日(土) 第三四回定時總會(於防府市コープビル)
- 二四日(日) 山口支部總會(於司調会館) 西山副会長出席
- 六月 六日(土)

- 六月 六日(土) 徳山支部總會(於徳山市丸福ホテル)
- 新本副会長出席
- 六月 六日(土) 萩支部總會(於長門市グランドパレス)
- 三好会長出席
- 六月 六日(土) 宇部支部總會(於宇部市福祉会館)
- 中原副会長出席
- 七月 七日(日) 岩国支部總會(於柳井商工会館) 三好会長出席
- 八日(月) 中国ブロック協議会会長会(於広島市) 三好会長・西山副会長出席
- 一〇日(水) 会長・副会長会(於司調会館)
- 一一日(木) 日調連總會(於熱河市) 三好会長・西山副会長出席
- 一二日(金) 下関支部總會(於下関市社会福祉センター)
- 二〇日(土) 三好会長出席
- 二八日(日) 理事会支部長会他役員合同会議(於山口市榮香亭)
- 部会編成、五六年度事業実施について他

行事予定

- 七月 二日(木) 企画部会
- 一一日(土) 広報部会
- 一一日(土) 経理部会
- 一六日(木) 登記課との協議会
- 二一日(火) 法・司・調三者協議会
- 二二日(水) 総務・厚生部会
- 八月 下旬 企画委員会議
- 八月三〇日(日) 司調共催研修大会
- 九月 中旬 本部主催研修会(県下二会場)
- 十一月 三日(火) 司調共催ソフトボール大会

巻頭

会員異動状況報告

一、入脱会状況

支部	氏名	異動年月日	異動事由	事務所
下関	百合野秀夫	五五・一二・二七	脱会	岩国市山手町四丁目二番六六号
岩国	松田邦利	五六・一・一二	入会	
下関	柴田伸	五六・一・三一	廃業	
山口	友景稔	五六・二・一	入会	防府市寿町一番九号
宇部	小田義一	五六・二・一	"	宇部市芝中町九番二五号
徳山	渡辺剛通	五六・三・二〇	"	徳山市大字徳山五九六五番地一
下関	白木博	五六・三・二〇	"	下関市細江新町三番四五号
萩	豊田刺昭	五六・三・二三	廃業	
山口	山下哲雄	五六・三・二六	"	
岩国	唐本黒田郎	五六・四・一〇	入会	玖珂郡玖珂町六一二三番地
山口	柴田敏明	五六・五・一五	"	阿武郡阿東町大字地福下一二〇一番地の一地
宇部	岩崎宇一	五六・六・一八	脱会	(廃業)
"	竹島彬	五六・六・二六	"	(脱会)
岩国	白石博	五六・六・三〇	"	(脱会)

二、事務所変更その他

支部	氏名	異動年月日	異動事由	備考
下関	大隅宇一	五六・二・一二	休業届	疾病により休業
下関	野間口進	五六・三・一	事務所変更	下関市幡生宮の下町二〇番五号
下関	福田真一	五六・三・一一	"	豊浦郡豊浦町大字川棚七一〇番地の一
山口	友景稔	五六・四・一	"	防府市寿町二番一八号
岩国	平井敏生	五六・五・二三	"	大島郡久賀町大字久賀四八八三

会報やまぐち第十五号の木下勝会員の論文中に左記の通り
 重大な誤植がありました。
 つつしんでおわびいたします。

七頁第一段二五行、二六行
 第二段十四行
 第三段十四行、十五行
 第三十三行
 第四段十八行
 八頁第一段五行
 第二段二十八行
 九頁第三段二十一行

誤
 堪えられない
 堪えて立つた
 堪えられない
 こと
 いのだけれうか
 べきがある
 常に

正
 堪らない
 堪って立つ
 堪らない
 須らく
 ことも
 いるのだろうか
 べきである
 常に

編集雑記

★昨年にひきつづきこのごろ異常気象の頻発が何かしら先行きの不安を感じさせます。それに、相も変らぬ不況一色。
 ミッテラン・ショックがしばし吹き荒れましたが、我が国は自民絶対多数にあぐらをかいて、折角の行革も大骨小骨抜きに落ちつきそうな気配。

★大骨小骨ならぬ、木下会長の小骨少々、へっ少々というタイトルには少々異論があるところですが、もう二回で終りかと残念に思っていました。が、岩国の竹森会員が、その続々篇を寄せてくれました。これも用心しないと、のどに小骨が突き刺さるおそれがありますが、なかなかの味わいです。

★土道家屋調査士会は、三好会長が油の乗りきった三期目の任期を迎えました。
 ★広報部の怠慢から、会報発行が一号分抜け落ちてしまいました。今号はそのおわびもかねて、盛り沢山の内容の増ページでお送りいたします。

さて、今期の理事選任により、広報部は陣容一新のフレッシュメンバで選出いたしました。
 新たな企画のもとに、開かれた紙面作りに取り組んでいきたいと念願しています。
 会員諸氏の協力をのぞんでやみません。
 ★あなたの御意見をお待ちします。事務局あてにどうぞ。